

## 参考資料一覧

- 1 令和2年2月28日付31港保国年第6808号の諮問について（答申）
- 2 港区国民健康保険の保険料率等について
- 3 令和2年度「特別区国民健康保険基準保険料率」及び「港区国民健康保険料率」の算定について
- 4 令和2年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較
  - その1 年金収入1人世帯の場合
  - その2 年金収入2人世帯の場合
  - その3 給与収入3人世帯の場合
- 5 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数
- 6 過去5年間の基礎データ

# 参考資料1

31港国運答申第1号  
令和2年2月28日

港区長 武井雅昭 様

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会  
会長 池田 こうじ

令和2年2月28日付31港保国年第6808号の諮問について（答申）

令和2年2月28日付31港保国年第6808号で諮問のあった、諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、下記のとおり答申します。

## 記

- 1 諮問第1号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、  
国の公費負担増を求めること。  
子どもの均等割額を見直すよう求めること。  
との意見があったが、賛成多数で原案を適当と認めます。



1 港区国民健康保険における保険料率等の推移

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	
基礎分 (医療分)	賦課総額	6,346百万円	6,530百万円	6,532百万円	6,636百万円	6,371百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	66:34	66:34	66:34	66:34	66:34	
	保険料率	所得割	7.14% (△0.11%)	7.25%	7.32%	7.47%	6.86%
		均等割	39,900円	39,900円	39,000円	38,400円	35,400円
	賦課限度額	63万円 (+2万円)	61万円	58万円	54万円	54万円	
後期高齢者 支援金分	賦課総額	2,008百万円	2,020百万円	2,030百万円	1,937百万円	1,986百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	65:35	66:34	66:34	66:34	67:33	
	保険料率	所得割	2.29% (+0.05%)	2.24%	2.22%	1.96%	2.02%
		均等割	12,900円 (+600円)	12,300円	12,000円	11,100円	10,800円
	賦課限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	19万円	
介護納付金分	賦課総額	839百万円	798百万円	795百万円	793百万円	801百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	59:41	55:45	54:46	53:47	55:45	
	保険料率	所得割	1.46% (+0.22%)	1.24%	1.18%	1.09%	1.10%
		均等割	15,600円	15,600円	15,600円	15,600円	14,700円
	賦課限度額	17万円 (+1万円)	16万円	16万円	16万円	16万円	

2 政令改正に伴う見直し

(1) 賦課限度額の変更

基礎分(医療分)の賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金分の賦課限度額を16万円から17万円に変更します。これにより、中間所得層の所得割の負担が軽減されます。

(2) 均等割軽減判定所得(5割軽減、2割軽減)の見直し

減額割合	令和2年度	令和元年度	変更内容等
5割軽減	33万円+(被保険者数×28.5万円)	33万円+(被保険者数×28万円)	5,000円増
2割軽減	33万円+(被保険者数×52万円)	33万円+(被保険者数×51万円)	1万円増
(参考)7割軽減	33万円	33万円	変更なし

※ 世帯主と加入者全員の前年中総所得の合計が、上記基準以下の場合に減額対象となります。

3 賦課総額

(1) 基礎分(医療分)

$$\boxed{\text{医療給付費分納付金}} + \boxed{\text{出産育児一時金の1/3}} + \boxed{\text{葬祭費}} + \boxed{\text{特定健康診査・特定保健指導費}} + \boxed{\text{保健事業費・その他}}$$

合計額から、特定財源(特別交付金や法定内繰入金)等を減算した額が賦課総額となります。

令和2年度は、特別区独自の激変緩和措置として、納付金のうち、96%を賦課総額に算入し、4%分については、一般会計からの法定外繰入金を充当します。

※ 平成30年度の制度改革に伴い、東京都が医療給付費などの翌年度の見込みを立て、区市町村ごとの納付金を課すこととなりました。区市町村は、納付金を納めるため、保険料率を決定し、保険料を賦課、徴収します。

(2) 後期高齢者支援金分・介護納付金分

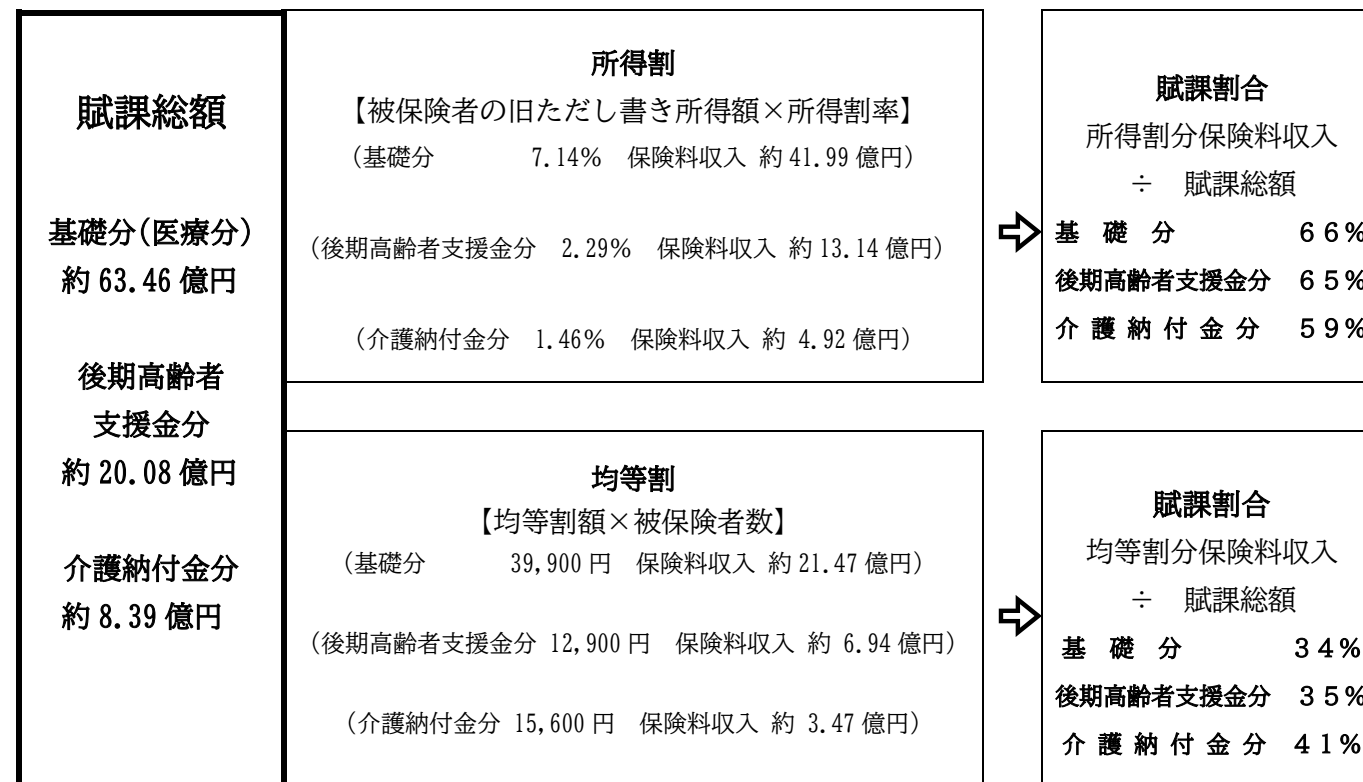
$$\boxed{\text{後期高齢者支援金分・介護納付金分納付金}}$$

納付金から、特定財源(特別交付金や法定内繰入金)等を減算した額が賦課総額となります。

令和2年度は、特別区独自の激変緩和措置として、納付金のうち、96%を賦課総額に算入し、4%分については、一般会計からの法定外繰入金を充当します。

4 賦課割合

特別区基準保険料率により、港区の所得割分・均等割分の保険料収入を算出した賦課割合(賦課総額における所得割と均等割の割合)は、次のとおりです。



令和2年度 「特別区国民健康保険基準保険料率」及び「港区国民健康保険料率」の算定について

「令和2年度 特別区国民健康保険基準保険料率」については、令和2年2月の特別区長会において最終案が報告され、了承されました。これを踏まえ、「令和2年度 港区国民健康保険料率」を算定しました。

〈特別区の対応方針について〉

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可とする。（平成29年11月14日区長会総会）

〈令和2年度 特別区基準保険料率について〉

(1) 基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分

- ・賦課割合 58：42 【前年度と同割合】
- ・所得割合 9.43% 【前年度比△0.06%減 内訳：基礎分7.14%(△0.11%減)、後期支援金分2.29%(0.05%増)】
- ・均等割額 52,800円 【前年度比600円増 内訳：基礎分39,900円(同額)、後期支援金分12,900円(600円増)】
- ・賦課限度額 820,000円 【前年度比2万円増 内訳：基礎分63万円(2万円増)、後期支援金分19万円(同額)】
- ・1人当たり保険料 126,202円 【前年度比1,028円増(0.82%増)】

(2) 介護納付金分

- ・賦課割合 57：43 【前年度 54：46】
- ・均等割額 15,600円 【前年度と同額】 所得割合は各区で設定。
- ・賦課限度額 170,000円 【前年度比1万円増】
- ・1人当たり保険料 35,950円 【前年度比2,400円(7.15%増)】

〈令和2年度 港区保険料率について〉

(1) 基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分

- ・賦課割合 基礎分（医療分）66：34 【前年度と同割合】・後期支援金分65：35 【前年度 66：34】
- ・所得割合 特別区基準保険料率と同様
- ・均等割額 特別区基準保険料率と同様
- ・賦課限度額 特別区基準保険料率と同様
- ・1人当たり保険料 155,323円 【前年度比1,825円(1.18%増)】

(2) 介護納付金分

- ・賦課割合 59：41 【前年度 55：45】
- ・所得割合 1.46% 【前年度比0.22%増】（所得割合は、各区で設定。）
- ・均等割額 特別区基準保険料率と同様
- ・賦課限度額 特別区基準保険料率と同様
- ・1人当たり保険料 37,698円 【前年度比2,662円(7.59%増)】

〈令和2年度 港区の国民健康保険料算定の比較について〉（介護納付金分の所得割合は、港区が設定。）

		(参考) 東京都標準保険料率 (都道府県標準保険料率)	東京都が算定した 港区の標準保険料率 (区市町村標準保険料率)	令和2年度 特別区基準保険料率 賦課総額の96% (激変緩和)	令和元年度 (平成31年度) 港区保険料率
基礎分 (医療分)	所得割合	7.43%	7.10%	7.14%	7.25%
	均等割額	43,336円	41,465円	39,900円	39,900円
後期高齢者 支援金分	所得割合	2.50%	2.24%	2.29%	2.24%
	均等割額	14,309円	12,860円	12,900円	12,300円
介 護 納付金分	所得割合	2.26%	2.12%	1.46%	1.24%
	均等割額	16,636円	15,586円	15,600円	15,600円
所得割合 合 計	40～64歳	12.19%	11.46%	10.89%	10.73%
	上記以外	9.93%	9.34%	9.43%	9.49%
均等割額 合 計	40～64歳	74,281円	69,911円	68,400円	67,800円
	上記以外	57,645円	54,325円	52,800円	52,200円

〈令和2年度の特別区基準保険料率算定における基本的な考え方について〉

(1) 法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込を除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目的に、この割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する旨を平成29年度区長会において定めています。3年度目となる令和2年度は、納付金分の96%を賦課総額とするとともに、引き続き、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減に向けて取り組んでいきます。

■港区の法定外繰入と赤字削減・解消計画

港区の法定外繰入金、激変緩和のための措置額は、合計で約12億1,700万円となります。（内訳：国の支援 約7億4,500万円、港区の法定外繰入金 約4億7,200万円）

『国保財政健全化計画』（平成30年1月29日保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知に基づく。）

①基本方針 予算推計ベースの令和元年度の赤字額：4億7,053万円、解消の目標年次：令和7年度、赤字削減・解消手段の主要事項…保険料率の改定（激変緩和措置の段階的縮小など）、収納率の向上対策

②年度別の削減予定額

令和2年度 7,888万5千円、3年度 8,037万円、4年度 8,086万5千円、5年度 8,100万円、6年度 8,100万円

(2) 賦課割合

各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとなっています。特別区における令和2年度の賦課割合は58：42となるため、基礎分・後期高齢者支援金分については、原則どおり所得割58：均等割42（令和元年度と同割合）とします。ただし、介護納付金分については、段階的に58：42に移行することとし、令和2年度は、均等割額を据え置く割合である57：43とします。

参考 〈特別区の基準保険料率等の推移について〉

基礎分、後期高齢者支援金分		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
賦課割合（所得割：均等割）		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42	
保険料率等 所得割合		9.43%		9.49%		9.54%		9.43%		8.88%	
基礎分	支援金分（%）	7.14	2.29	7.25	2.24	7.32	2.22	7.47	1.96	6.86	2.02
保険料率等 均等割額		52,800円		52,200円		51,000円		49,500円		46,200円	
基礎分	支援金分（円）	39,900	12,900	39,900	12,300	39,000	12,000	38,400	11,100	35,400	10,800
賦課限度額		820,000円		800,000円		770,000円		730,000円		730,000円	
基礎分	支援金分（円）	630,000	190,000	610,000	190,000	580,000	190,000	540,000	190,000	540,000	190,000
1人当たりの保険料		126,202円		125,174円		121,988円		118,441円		111,189円	
基礎分	支援金分（円）	95,473	30,729	95,640	29,534	93,287	28,701	92,289	26,152	85,164	26,025
前年度との金額比較		1,028円		3,186円		3,547円		7,252円		4,644円	
前年度との率比較		+0.82%		+2.61%		+2.99%		+6.52%		+4.36%	

介護納付金分		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
賦課割合（所得割：均等割）		57：43		54：46		53：47		50：50		50：50	
保険料率等 均等割額		15,600円		15,600円		15,600円		15,600円		14,700円	
賦課限度額		170,000円		160,000円		160,000円		160,000円		160,000円	
1人当たりの保険料		35,950円		33,550円		32,885円		30,986円		29,487円	
前年度との金額比較		2,400円		665円		1,899円		1,499円		110円	
前年度との率比較		+7.15%		+2.02%		+6.13%		+5.08%		+0.37%	

参考資料4  
その1

令和2年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 1人世帯の場合 】  
〔介護分無〕

	令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料	126,202 円	125,174 円	1,028 円	0.82%

7割軽減世帯 100万円	基礎・ 支援金分	世帯当たり 円 15,840	世帯当たり 円 15,660	円 180	1.15%
7割軽減世帯 153万円		15,840	15,660	180	1.15%
2割軽減世帯 200万円		86,561	86,363	198	0.23%
300万円		191,421	191,703	-282	-0.15%
400万円		269,218	269,995	-777	-0.29%
500万円		348,430	349,711	-1,281	-0.37%
600万円		428,585	430,376	-1,791	-0.42%
700万円		508,740	511,041	-2,301	-0.45%
800万円		591,724	594,553	-2,829	-0.48%
900万円		681,309	684,708	-3,399	-0.50%

※ 上表は、基礎・支援金分のみを記載している。

※ 下表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額39,900円・所得割率7.14%） + 後期高齢者支援金分（均等割額12,900円・所得割率2.29%）で試算

令和2年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 2人世帯の場合 】  
 【世帯主（65歳、介護分無）＋配偶者（65歳・収入無、介護分無）】

	令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料	126,202 円	125,174 円	1,028 円	0.82%

7割軽減世帯 100万円	基礎・ 支援金分	世帯当たり 円	世帯当たり 円	円	
		31,680	31,320	360	1.15%
7割軽減世帯 153万円		31,680	31,320	360	1.15%
5割軽減世帯 200万円		97,121	96,803	318	0.33%
300万円		244,221	243,903	318	0.13%
400万円		322,018	322,195	-177	-0.05%
500万円		401,230	401,911	-681	-0.17%
600万円		481,385	482,576	-1,191	-0.25%
700万円		561,540	563,241	-1,701	-0.30%
800万円		644,524	646,753	-2,229	-0.34%
900万円		734,109	736,908	-2,799	-0.38%

#REF!

#REF!

その3

令和2年度港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 3人世帯の場合 】

〔世帯主（40歳、介護分有）＋配偶者（40歳、収入無、介護分有）＋子（10歳、収入無）〕

	令和2年度 A	令和元年度 B	増減額 A-B	増減率 C = (A - B) / B
一人当たり保険料 (基礎・支援金分)	126,202 円	125,174 円	1,028 円	0.82%

7割軽減世帯 98万円	基礎・ 支援金分	世帯当たり 円	世帯当たり 円	円	
	介護分	47,520	46,980	540	1.15%
	合計	9,360	9,360	0	0.00%
		56,880	56,340	540	0.96%
5割軽減世帯 100万円		81,086	80,198	888	1.11%
		15,892	15,848	44	0.28%
		96,978	96,046	932	0.97%
2割軽減世帯 200万円		210,647	209,741	906	0.43%
		37,954	35,996	1,958	5.44%
		248,601	245,737	2,864	1.17%
300万円		308,337	307,491	846	0.28%
		54,414	50,916	3,498	6.87%
		362,751	358,407	4,344	1.21%
400万円		378,119	377,717	402	0.11%
		65,218	60,092	5,126	8.53%
		443,337	437,809	5,528	1.26%
500万円		453,559	453,637	-78	-0.02%
		76,898	70,012	6,886	9.84%
		530,457	523,649	6,808	1.30%
600万円		528,999	529,557	-558	-0.11%
		88,578	79,932	8,646	10.82%
		617,577	609,489	8,088	1.33%
700万円		608,211	609,273	-1,062	-0.17%
		100,842	90,348	10,494	11.62%
		709,053	699,621	9,432	1.35%
800万円		693,081	694,683	-1,602	-0.23%
		113,982	101,508	12,474	12.29%
		807,063	796,191	10,872	1.37%
900万円		777,951	780,093	-2,142	-0.27%
		127,122	112,668	14,454	12.83%
		905,073	892,761	12,312	1.38%

#REF!

※ 下表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分（均等割額39,900円・所得割率7.14%）＋後期高齢者支援金分（均等割額12,900円・所得割率2.29%）、介護分は（均等割額15,600円・所得割率1.46%で試算）

## 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

旧ただし書所得	被保険者数	世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上
0	23,694	19,281	16,311	1,939	706	256	55	11	2	1	0	0
～100万	9,132	6,879	5,276	1,155	301	110	24	10	2	0	1	0
～200万	6,975	5,113	3,809	916	252	110	22	2	1	0	1	0
～300万	4,316	2,959	2,040	621	187	84	26	0	1	0	0	0
～400万	2,359	1,530	968	376	124	44	17	1	0	0	0	0
～500万	1,601	1,006	619	242	99	37	5	3	0	0	0	1
～600万	1,124	682	398	179	71	23	5	5	0	1	0	0
～700万	937	557	319	139	66	27	4	0	2	0	0	0
～800万	718	403	214	109	49	25	2	3	0	0	0	1
～900万	518	301	158	88	39	14	1	1	0	0	0	0
900万超	4,409	2,222	993	622	349	188	52	14	3	1	0	0
合計	55,783	40,933	31,105	6,386	2,243	918	213	50	11	3	2	2

※数値は、平成31年4月1日時点で、港区国民健康保険の資格を有している人を条件に集計している。



## 過去5年間の基礎データ

(加入者数、資格証発行件数、短期証発行件数、分納相談件数(分納件数)、滞納者世帯数、差押え件数、保険料減免件数、条例第19条の2に基づく、7割、5割、2割減額世帯の推移)

### 1 加入者数

(年度末現在)

区分 \ 年度		26	27	28	29	30
加入世帯数		世帯 44,707 (21,850)	世帯 44,086 (21,503)	世帯 42,792 (20,872)	世帯 41,865 (20,478)	世帯 40,684 (20,054)
加入者数	一般被保険者数	人 62,473 (24,167)	人 61,155 (23,834)	人 59,037 (23,298)	人 57,426 (22,945)	人 55,456 (22,488)
	退職被保険者数	1,025 (938)	799 (734)	471 (430)	216 (194)	55 (44)
	計	63,498 (25,105)	61,954 (24,568)	59,508 (23,728)	57,642 (23,139)	55,511 (22,532)

※( )内は、介護第2号被保険者を含む世帯又はその被保険者数で内数。

### 2 資格証発行件数

(年度末現在)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
資格証	155	132	125	97	68

※各年度末の発行世帯数を計上。

### 3 短期証発行件数

(年度末現在)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
短期証	1,885	3,155	2,359	1,785	927

※各年度末の発行世帯数を計上。

### 4 分納相談件数(分納件数)

(年度末現在)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
世帯数	3,567	4,031	3,920	3,187	2,749

※各年度末の分納誓約世帯数を計上。

### 5 滞納者世帯数

(年度末現在)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
滞納世帯数	16,214	15,370	14,819	13,415	13,175
全世帯数	55,766	55,970	54,514	53,223	52,391
滞納世帯割合	29.08%	27.46%	27.18%	25.21%	25.15%

## 6 差押え件数

(年度末現在)

	26	27	28	29	30
件数	108	220	320	531	472

## 7 保険料減免件数

(年度末現在)

	26	27	28	29	30	
一般減免	件数	38	30	27	23	40
	事由	在監35、病気1、特別事情2	在監26、収入減2、特別事情2	在監25、特別事情2	在監19、特別事情2 外交1 熊本地震1	在監38、特別事情2
東日本大震災	件数	3	3	3	3	1
	事由	旧緊急時避難準備区域1、避難指示区域2	旧緊急時避難準備区域1、避難指示区域2	旧緊急時避難準備区域1、避難指示区域2	旧緊急時避難準備区域1、避難指示区域2	旧緊急時避難準備区域1、

\*平成25年度から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者のみが対象。

## 8 条例第19条の2に基づく、7割、5割、2割減額世帯の推移

(年度末現在)

	26	27	28	29	30
7割	14,962	15,328	14,936	14,644	14,594
5割	3,113	3,236	3,161	3,132	3,105
2割	2,435	2,549	2,472	2,442	2,387
計	20,510	21,113	20,569	20,218	20,086